

平成26年12月定例会 県土整備委員会（付託）

平成26年12月15日（月）

[委員会の概要 危機管理部関係]

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時14分）

これより危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 12月5日からの大雪の被害と対応について（資料①）
- 徳島県国土強靱化地域計画（骨子案）について（資料②）
- 食品表示の適正化等の推進に関する条例（仮称）の制定及び関係2条例の改正について（資料③）
- 平成27年度に向けた危機管理部の施策の基本方針について（資料④）

床桜危機管理部長

まず、先般の大雪によりお亡くなりになられました方々に対しまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に対しまして、お見舞い申し上げます。

この際4点、御報告いたします。お手元に御配布の資料（その1）を御覧ください。

12月5日からの大雪の被害と対応についてでございます。まず、1ページの「1 被害状況」でございますが、人的被害は死者3名となっており、このうち、つるぎ町の1名につきまして、大雪との関連性を現在精査中でございます。

孤立化と停電の状況につきましても、まず、孤立世帯は延べ876世帯、1,550人発生いたしましたが、12月10日に孤立はすべて解消されております。

また、停電については最大4,539戸でございましたが、これにつきましても、12月12日にすべて復旧しております。なお、農林業被害につきましても調査中であるため記載いたしておりませんが、12月12日正午現在では約7,200万円であります。

続きまして「2 主な経緯」でございますが、12月5日未明から三好市の国道192号線において車両約60台が立ち往生し、同日13時から、県では災害対策連絡本部を設置し、24時間体制で現在まで被害の対応に当たっております。

12月6日には、東みよし町、つるぎ町、三好市からの要求に基づき陸上自衛隊第14旅団に災害派遣を要請するとともに、12月7日には、知事が消防防災ヘリコプターにより上空から被害状況を確認いたしました。

12月9日には、山谷防災担当大臣を団長とする政府調査団が来県し、知事、議長が意見交換を行い復旧に係る要請を行うとともに、大臣と知事が現地調査を行いました。また、同日、三好市、つるぎ町、東みよし町に災害救助法を適用いたしました。

12月10日には今後の大雪に備え、緊急の雪害対策を公表，着手し，12月12日には孤立の解消や被災者の救助にめどが立ったことから，陸上自衛隊の撤収が完了いたしました。

続きまして，2 ページを御覧ください。「3 県における主な対応」でございますが，これまで災害対策連絡本部を中心として，市町村，自衛隊，国の機関などとの調整を行うとともに，消防防災ヘリによる捜索，救助を行ってまいりました。

また，救助資機材や支援物資として自衛隊ヘリ部隊の連携のもと，発電機，燃料，食料，飲料水などを孤立地域に供給するとともに，医療救護・保健衛生チームを派遣し，孤立した住民の健康状態の把握などを行ってきたところでございます。同時に，道路啓開や凍結防止対策の実施，農林業被害の調査や相談窓口の設置などを行っております。

「4 今後の「雪害対策」の実施について」でございますが，今回の大雪被害を踏まえ，12月10日から緊急的に雪害対策を実施しております。

まず，（1）集落の孤立化対策のための資機材の配備については，先週末にも大雪が予想されており，緊急的に対策を打つ必要があったことから，予備費を活用させていただきまして，集落の孤立化対策として，雪による孤立者の救助や通信確保を図るため，県において必要な資機材を配備し，雪害が発生した際に備えて，県における救助活動や市町村を通じて必要な地域への貸出しを実施いたしております。

また，「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業を拡充し，雪による孤立化やライフラインの途絶に備えるため支援メニューを追加し，必要な資機材の整備を行う市町村に対して支援を行うことといたしました。今後，本格的な冬を迎えることから，県民の皆様が安心して生活していただけるよう雪害対策に全力で取り組んでまいります。

次に，お手元の資料（その2）を御覧ください。徳島県国土強靱化地域計画（骨子案）についてでございます。

国土強靱化地域計画は，あらゆる大規模自然災害に対する強靱な県土づくりを推進するための基本となる計画であり，議会の御支援を頂きながら国のモデル団体の指定を受け，様々な分野の有識者からなる国土強靱化地域計画策定検討委員会の御意見を頂きながら策定を進め，このたび，骨子案を取りまとめたところです。

地域計画には，人命の保護や重要な機能の維持など四つの基本目標を掲げ，また，県土強靱化を推進するための基本方針として，ハードとソフト，自助と共助と公助，官と民など，様々な施策を適切に組み合わせ県の総力を結集すること，既存の社会資本の有効活用や施設等の効率的，効果的な維持管理により効率的に施策を推進すること，戦略的災害医療プロジェクトや災害時情報共有基盤の拡充など本県独自の先進的な取組を反映し，地域特性に応じた施策を推進することなどを掲げております。

さらに，対象とする自然災害としては，南海トラフ巨大地震，津波をはじめ，大規模な水害や土砂災害，このたびの大雪を踏まえた豪雪災害，複数の災害が同時又は連続して発生する複合災害を想定し，計画策定を行っております。

これらを踏まえ，すべての人命は守る，救助・救急，医療活動を迅速に実施するなど，想定した大規模自然災害に対する八つの事前に備えるべき目標を設定し上で，それぞれの目標に対してそれを達成するために必要な施策方針を定めております。

また，その施策方針の達成度や進捗を把握するため重要業績指標を設け，計画の進捗管

理をP D C Aサイクルを活用して適切に行うこととしており、112の指標を設定しております。お手元の地域計画骨子案の22ページ以降に、重要業績指標一覧を添付しております。

22ページを御覧ください。重要業績の一例でございますが、1の1「建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」及び1の2「不特定多数が集まる施設の倒壊・火災」という起きてはならない最悪の事態を回避するための施策では、重要業績指標として、例えば木造住宅の耐震化率を設定し、平成32年度に100%とする目標を掲げております。目標年度については、100%となる年度が明らかな場合を除き、平成30年度末としております。

また、国の事業など、一部の指標については現在調整中とさせていただいており、指標にコメ印を付けております。これらにつきましては、今後、関係機関と調整を行い、来年の2月定例会には目標値を設定できるよう努力してまいります。

先ほどの一枚物のペーパーを御覧ください。最後に今後の予定でございますが、議会での御審議やパブリックコメントで県民の皆さまの御意見を頂いた後、来年の2月上旬に第3回の検討委員会を開催し地域計画（案）を取りまとめ、2月定例会で御審議を頂き、できるだけ早く決定したいと考えております。今後とも、県民の皆さまが将来にわたり、安心・安全を実感できる強靱な県土づくりに取り組んでまいります。

次に、お手元の資料（その3）を御覧ください。食品表示の適正化等の推進に関する条例（仮称）の制定及び関係2条例の改正についてであります。

1ページを御覧ください。本年8月から運用しております食品事業者等届出制度につきましては、これまでに665件の届出を受け付けており、鳴門わかめ認証制度につきましても現時点で9件の申請があり、今月末の認定審査に向けGメンによる現場検査を実施しているところです。これら本県独自の取組において、届出対象の拡大など食品表示施策を総合的に推進するため、全国に先駆けた食品表示の適正化等の推進に関する条例（仮称）の制定に向け、作業を進めているところであります。

また、食の安全安心推進条例の改正につきましては、新条例の制定により食品表示に関する基本理念や規制が移設されることに伴い、所要の調整を行うものであります。

更には、食品衛生法施行条例の改正につきましては、国のガイドラインの改正に基づき、衛生管理手法であるH A C C P導入型基準を新たに追加するためのものであります。これら新条例の制定と既設条例の改正につきましては、有識者からなる食の安全安心審議会の御意見も伺いながら検討を進め、パブリックコメントを実施の後、年明けの2月議会に提案できるよう鋭意作業を進め、食品表示法の施行に併せ、来年6月1日に施行したいと考えております。

最後に、お手元の資料（その4）を御覧ください。平成27年度に向けた危機管理部の施策の基本方針についてであります。

まずは1ページ目の一つ目の基本方針、「「南海トラフ巨大地震」など大規模複合災害を迎え撃つ」でございます。

まず、資料左側の国土強靱化の推進のうち、上段の「とくしまー0（ゼロ）作戦」の進化ですが、防災危機管理体制を強化するとともに、後方支援拠点機能の強化やタイムライン、いわゆる防災行動計画の策定などについて、市町村とともにしっかりと取り組んでま

います。下段の地域防災力の強化についてですが、家族継続計画、FCPモデルの更なる普及を図るとともに、災害遺産探訪ツアーなどにより災害遺産の次世代への伝承を行ってまいります。また、地域の重要な担い手である消防団を支援し、消防団員の技術力向上にも取り組んでまいります。

続きまして、資料右側の「戦略的災害医療プロジェクトの推進」についてでございます。戦略的災害医療プロジェクトにつきましては、精力的に検討を進めており、年明けの2月に中間とりまとめを行うこととしております。来年秋ごろには、プロジェクトの最終的な基本戦略を策定するとともに、今年度、南部、西部で実施しているモデル地域における実証実験を、来年度は都市部である東部に拡大したいと考えております。また、今議会に提案いたしております災害医療推進基金を活用しながら、医学的な配慮を必要とする災害時要配慮者対策の強化を行うとともに、災害医療力の強化や情報共有機能の強化のほか、避難所運営リーダーの養成などの避難環境の向上や徳島ならではの備蓄食品、防災製品のPRを行う支援ビジネスモデルの創出に取り組み、平時と災害時とのシームレスな医療提供体制の強化につなげることにより、防ぎ得た死者ゼロの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

続きまして、2ページ目を御覧願います。当部の二つ目の基本方針、「県民のくらしの安全安心を守る」でございます。

まず、資料左側の「身近な「くらし」を守る対策の推進」につきましては、ライフステージに応じた消費者教育の充実として、受け手から担い手へをコンセプトに、若者対策としてのヤング消費者委員会の開催、シニア対策としての消費生活コーディネーターによる地域リーダーの発掘及び養成に取り組めます。

また、人と動物が幸せに暮らす社会の実現のため、犬・猫の殺処分ゼロに向けた対策や動物由来感染症対策について、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、資料右側の「食の安全安心対策の推進」についてでございます。食品製造過程の見える化を図り、高付加価値化を目指す「とくしまトレースフードプロジェクト」として、先ほど御説明いたしました新条例の施行、食品表示Gメンによる監視機能の強化、とくしま食の安全安心情報ポータルサイトの創設とともに、新HACCPによる食肉等の安全・安心ブランドの確立などに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡田委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

藤田豊委員

私からは、ただいま床桜危機管理部長から説明のありました12月5日の大雪について、二、三お伺いをさせていただきたいと思っております。

12月5日は本会議の日で、少し早めに帰らせていただきました。帰りますと、国道192号線の交通麻痺の報道がなされておりました。川之江街道は時たま凍結はありますが、130台もの車の列は異常で、8時間も9時間も車に取り残されている。正に雪国の、北国の状況そのものが四国に起こっている。それが夜中になって、撤去されて良かったと思っていましたら、御存じの西部の市町における孤立状態。あれほど、全国の報道の中で徳島県は山の中なのかと、徳島県の宣伝になったのかもしれませんが、悪評が出たのも事実です。ライフライン、インフラ整備のまずさというのがこの徳島県にある。地元としてそう思いました。

ただ、先ほどの部長のお話のとおり、集落を巻き込んだ大規模な災害だったのですが、おかげをもちまして死者が少なかった。死者ゼロが良いのですが、吉野川市においては雪国でない温暖な地域での目測誤り、こういうものが住職さんと高齢者を巻き込んだ事故だったのではないか。それから、98歳の高齢者も、雪がなければもっともっと長生きしていただいたかもわかりません。それ以外に被害がなかったということに関しては、先ほどのとおり、12月5日から皆さん本当に大変な思いで、市町との連携で難関を通り抜けていただいた。私は地元ですから、改めて皆さん方に心から御礼を申し上げたいと思います。

ただ、今度の大雪というのは、徳島県の山村集落を基調としたいろいろなことが問題提起されたのではないかという気がします。台風11号では広島市の土砂災害も含めて、今、皆さんが推し進めておられる国土強靱化基本法の中の徳島県の在り方を模索中ですが、やはり地震もそうですし、自然災害もそうです。

その中で、雪害という南国ならではの災害が、まさかの時代ではなく、もしかしての時代であると、本当に強く感じました。

その中で、前回も私から、土砂災害についての地域の都市造成の在り方を質問させていただきましたが、今回は、これから徳島県も全県下で避けては通れないような孤立集落、高齢者集落、そして限界集落を含めた過疎の進む集落をどのようにしていくのか。この問題が、一番初めに大きな問題として考えられると私は思っているのですが、このような集落を今後どのように支えるのか。孤立が一週間続いた原因について、これからも分析があるので、ようやくライフラインも復旧した中で、今現時点で危機管理部として、この集落の孤立化の長引きについてどのような感想を持っておられるのか、まずお伺いしておきたいと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、今回の県西部の大雪で、なぜ孤立が長引いたのかといった御質問でございます。

例年の雪による孤立でありますと、天候が回復すれば雪が解けたり、あるいは、除雪作業も順調に行われてきたところではありますが、今回の大雪に関しましては、積雪量もさることながら、気温零度前後で降った雪は水分を多く含む重い雪となり、樹木に付着しやすいと言われております。今回の場合は、こうした湿った重い雪が大量に樹木に付着して、数多くの倒木が発生いたしました。この倒木が随所で道路をふさぎまして、更には道路沿いの電線や電話線を巻き込むとともに、委員御指摘の山村集落ならではの、集落に迂回路

がなかったり、幅員の狭い道路が多いといった条件も重なりまして、倒木の除去はもとより、その後の除雪作業、停電や通信の復旧作業に困難を極めまして、予想外に孤立が長引いたものであります。

藤田豊委員

いろいろな原因があるのでしょうか。寒冷地はさら雪ですが、やはり大きな原因というのは重い雪。これは南国特有で、南の雪というのは重いということで影響があった。それから雪の量もひどかった。これもあるのでしょうか、私は地元としてテレビを見ながら思ったのですが、倒木により道路が寸断されるという面から見ると、道路インフラや生活インフラが集落の生活力の低下とともに、ものすごく衰えているのではないかと。

御存じのとおり、お住みになっていらっしゃる方はほとんどが高齢者、それも独居、単独の家族または御夫婦で、お子さんやお孫さんが一緒にいる家庭は非常に少なかったと思います。特に美馬市の大藤、奥村地区、それから影野の井内地区など、もう一回よく調べてみてください。部長は以前、過疎問題をされていましたので、よく御存じのとおり、今の中山間の状況というのを再度、再認識した中でこの状況に備えないと、私はただ通り一遍という話では済まないという思いがあります。

そんな中で、美馬森林組合の専務理事さんがテレビのニュースの中でおっしゃっていましたが、特に今回の道路沿いの倒木は、間伐が進まなくて道路を閉鎖したことが本当に大きな原因である。ライフラインの要である道路が凍結で通れないのは仕方ないですが、除雪車が倒木で通れなかった。これは大きな問題だと思います。

この倒木について、秋口に伐採ができないのか。ライフラインの電線と道路沿いだけは、倒れそうな木を伐採しておくということができないのか。いろいろ問題があるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、秋口等、事前から道路沿いの樹木を伐採できないか、あるいは、どういった課題があるかといった御質問でございますが、御指摘のように、今回のような積雪による倒木被害を防ぐためには、緊急輸送道路や集落につながる幹線道路におきまして、倒木のおそれのある樹木をあらかじめ伐採するという事は、防災面で非常に有効であると考えております。

その際の課題といたしましては、まず、個人財産である樹木を処分するため、森林所有者の同意を得るということが必要となってまいりますし、最近では森林の境界が不明確な場合も多く、所有者を特定することが困難な場合も多いと想定されます。さらに、道路沿いの樹木を伐採する際には、安全確保のための通行止めや通行止めに関する住民の理解、あるいは交通整理員の配置など、通常の山の中の作業よりも手間や経費がかさんでくるといった課題もあります。

このため、道路沿いの樹木伐採に向けた課題解決に向けましては、森林整備を担う農林水産部、道路管理を担う県土整備部とも十分連携し、調整してまいりたいと考えております。

藤田豊委員

いろいろなしがらみや権利があるとは思いますが、人の命や集落の存続にかかわるライフラインとインフラの整備は、その集落の持った生活力、行動力、それから再生力が落ちた中では、当然国も変えなければいけない。人の命が一番大事というときに、個人の財産のことで、みんなが被害に巻き込まれるとはいかがなものか。改めて私は、このような問題に関しては、集落の再生を阻害するものは、法律を変えてでも守っていかなければ地域は守れないと今度の雪害でしみじみと思いました。集落を核としてその地域を残すのであれば、それに合った法律や支援策を国や県がやるべきという思いがしています。

もう一つは、その支援の仕方も、先ほど国土強靱化基本法とかいろいろお考えいただいたり、横断的ですが過疎対策関係でもやっています。御答弁にもあった横割りの中で、今、本当に限界集落と言われる集落が抱える具体的な例を、私は再度、問題提起すべきだろうと思う。そのためには、部長以下関係者の方は、行政が落ちつきましたら一遍集落を回ってきてください。被害のあった集落は、徳島県の代表的な被害の事例だろうと思っています。そこから得られるものを次の災害の糧とするためには、やっぱり現地へ入る。市町村に任せず、その課題解決のために自分の目で見えてくるぐらいの勢いで、今回対応していただきたいとお願いを申し上げたい。以上、御答弁いただいたらありがたいと思います。

床桜危機管理部長

このたびの豪雪対策ということにつきまして、何点か御質問を頂いております。

やはり、夏の連続した台風、そして、冬の予期せぬ時期での大雪ということで、気候変動の怖さということを実感しておりますし、今御指摘を頂きましたように、徳島県というのは限界集落の状況が全国の倍近く、正にそうした意味で限界集落の先進県でございます。その限界集落においては、やはり集落のきずなというのをつなぎとめるのも非常に厳しい状況にあると、このように私は考えております。

そうした中であって、豪雨災害につきましては専門家から成る避難行動の検討会議で検証いたしておりますし、豪雪対策につきましては、これから本番になりますので、緊急の対策をもってできることは精いっぱいやる。同時に、関係者の中でそれをきっちり検証し、次回は更にその被害を軽減させていくということが、大変重要だと思っております。

現地をとということでございます。これは直ちに入りたい、このように思っております。私も、6日の日曜日には上空からの確認しかできておりませんが、基本的には本部に詰めるのが私の仕事でございましたので、とりあえず今回の豪雪については一段落つきましたから、現場に入り住民の方からもお話を聞き、次の対策にしっかりと生かしていきたいと考えております。更に申し上げるならば、こうしたことは来年以降も当然あるかと思っておりますので、来年以降にも、そうした対策がしっかりと生きるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

藤田豊委員

危機管理部長から決意を頂いたわけですが、過疎化というのは、逆に、文明化と一緒に

私どもの御先祖が代々そこで暮らしてきた知恵や因習，生活におけるお互いの助け合いという環境的なもの，古き良きものが破壊されたことにも一因があるのではないか。例えば今のオール電化，デジタル化の中で，電話もストーブも使えなかった。これはやっぱり，文明の進歩により負の遺産を残しているということで，検証しなければならないと思う。

そのような意味でも，現地の生活者の知恵で，不便だったことでも昔ならば耐えられたかもわからないというものも，是非勉強していただきたい。私より高齢の方が，あの零下の中で生きてきた生活力，それは昔，高齢の方が若いときに見習ったことや生活の知恵があってできたのだろう。例えば，徳島市内の高齢者はそこまでもつのかという思いが本当にしましたので，是非分析なさって，部長もおっしゃるように来年も起こる可能性があるんです。それに向かって，新しい施策の展開で今年みたいな事故がないように，それも早めに現場と行き来ができる交通手段がとれるような，安否が確認できるような施策をお願いしておきたいと思います。

次に，私も一般質問や委員会でお伺いしました食の安全安心について，二，三お伺いします。前々から食品偽装は大きな問題であるということをお願いをしていましたら，条例 3 法を改正する取組をいただいております。

そのような中で，徳島ならではの独自の施策をどうするのか。新条例において，どのようなものをメインに打ち出していくのか。まず，大きな変革のポイントというのはどこなのかお伺いをしたい。

山根食の安全安心担当室長

さきの 9 月議会本会議におきまして，委員におかれましては産地偽装の取組，それから原産地表示の拡大を御提案いただきまして，先般，国に対して緊急提言を行うとともに，岡田委員長におかれましては，食品表示関係の基本条例を御提案いただき，このたび，この条例案を報告させていただいているところでございます。

今，御質問にございました新条例における徳島の独自の規定や施策についてでございますが，まずは独立した食品表示に関する条例を制定することは，全国初の試みでございます。徳島県の食の安心安全への取組を大きくアピールできることがございます。

また，徳島ならではの独自の取組といたしましては，報告資料（その 3）にもございますように，現在，要綱で運用している水産加工業等，それと食品表示責任者の届出制度につきましては，食品衛生法の許可対象外であるすべての加工業者に広げまして，事業者の把握により効果的な監視活動に努めるようにしております。

次に，食品表示法におきまして，努力義務にとどまっております関係帳簿の作成保存，いわゆる入出荷がわかる伝票等でございますけれども，全国に先駆け義務化を図りまして，産地偽装の再発防止対策を大きく前進させております。

更には，原産地の生産振興につなげるため，事業者による消費者への情報提供を充実させ，食品の生産活動の見える化，透明性を高める取組を行っております。

そういうことで，事業者の認定，県産食品の認証制度の支援を今後行うことが挙げられるところでございます。

なお，条例施行後は新条例による施策を効果的に行うため，食の安全安心対策統括本部

において関係部局と連携を図りながら、食品表示の適正化に協力、推進していきたいと考えております。

藤田豊委員

まず、前々から申し上げておりましたように、当部局は安全ということが基準だと思えます。今、担当室長からの答弁があったように、徳島県全体の振興策や県産品の安全安心、それから、県産品の振興と農業や畜産の振興、そして商工業の発展、経済の発展を併せますと多局的分野になる。この食品表示法は、全ての徳島県の食品表示について行ったおかげで、経済力、ブランド力、そしてお客さんの信用度合いも高まる。

食品表示関係新条例の中で、この偽装が行われないようにするための罰則、それから先ほど表示の方法についても少し申し上げましたが、どのように発信してそれを周知させるのか、再度お伺いをしておきたいと思えます。

山根食の安全安心担当室長

今、委員から徳島ブランドを守るため罰則を設けて、今後どのように啓発をしていくかという御質問を頂いております。

相次ぐ産地偽装の再発防止対策といたしまして、このたびの食品表示法では努力義務にとどまっております食品表示の根拠となる伝票その他書類ということで、新条例では作成保存の義務化を図っているところでございます。

この関係帳簿の保存の義務化につきましては、食品表示の根拠となる書類の未整備のものに対して、まずは勧告や命令を行った上で、命令に違反した者に対して罰則を科すことで、現在、検察庁と調整を図っているところでございます。

このたびの書類の保存義務化につきましては、食品表示法より一步踏み込んだものでございまして、先ほど申し上げましたように、法律と条例の関係もございまして検察庁と協議中で、今後、この県産食品の生産振興という本県の実情を訴えていきながら、十分義務化が図られるよう努力していきたいと考えております。

併せて新条例の啓発につきましては、4月以降、十分啓発ができるようにしていきたいと考えております。

藤田豊委員

私は、食品表示をするのは当たり前であると前から申し上げておりますが、例えばワカメは部局が違うかもしれませんが、ブランドの資料を出してそれを適正に管理する。帳簿と生産物が合わなければ、帳簿検査の中で販売格差が出て、どこの産物であるのかというものが出てきますので、まずは徳島ブランドとしての商品の表示ということであります。

県産品か、国内産か外国産かというように、県産品ですという表示がどこまで生産者の中でできるのか。生鮮食品などはわかりやすいですけれども、加工食品や冷凍食品などは、県産品か国内産かわかりづらい。そういうのも徹底してわかるような形、生産者の顔が見えるような形、これは食の安全と若干食い違うかもわかりませんが、そこまで踏み込んで、関係条例すべてで安全対策の強化。これは危機管理部でまとめていただいていると思いま

すが、改めて、そういうものに有効に対応するような部局内の調整も含めて、条例が有効に機能するやり方や決意、そういうものがありましたらお知らせをいただきたい。

床桜危機管理部長

昨年来の鳴門わかめを中心とする偽装事件をはじめ、業者の逮捕ということも踏まえながら、これでは先人が守り育ててきたブランドが壊されてしまう。これではいけないということで、全国に先駆けた形で届出制度も作りました。ただ、それは要綱でございましたので、それでは弱いということで、今回、岡田委員長から本会議で御提案を頂きましたことから、条例という形でより明確な根拠を持った対応をするということにいたしましたところでございます。

併せて委員からもその安全、これは当たり前のことであって、ただそれをしっかり守ることを通じて、徳島の産品というものの付加価値を高めていくべきだという御提言も頂いておりまして、そうした中身についても、この新条例の中に盛り込ませていただいているところでございます。

特に、今おっしゃいました原料原産地の情報提供につきましては、まずは飲食店を含めた食品関連事業者に対して、そうしたものの義務といったものも表記もさせていただくような形になっております。

先ほど、関係部局ということもお話ございました。ちょうど私が、今年4月から食の安全安心対策統括本部の本部長も務めさせていただいております。その中には、当部以外にも農林水産部、商工労働部など、関係する部局はすべて入っていただいております。規制だけではなく、反転攻勢ではございませんけれども、それをより徳島ブランドの生産振興につなげていけるようなことでしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

藤田豊委員

皆さんも御存じのとおり、総選挙も昨日で終わりました。今日は結果が全部出て、非常に厳しい今の徳島の状況の中で県民の審判が出たのだらうと思います。その中で、現政権が地方創生という大きなキャッチフレーズを掲げており、これがすぐ新年度予算にも反映されると思います。私が行政の一員であるとしたら、今の徳島の状況であれば、やはり地域の活性と地域の自信を取り戻すために、今質問させていただいたような災害対策、それからブランド力強化による経済対策の強化が、今年から来年大きなチャンスだらうと思います。これができなかつたらおかしいし、皆さんもこの施策を上手に立てなかつたら、徳島は本当に疲弊する。今回は大きな曲がり角に来ていますので、部長以下、十分精査して、ピンチをチャンスにという言葉を知事はよくおっしゃいますが、今回は、本当にこのチャンスを逃がさないように、大きな施策展開の中で頑張ってくださいと心からお願いをしておきます。

岡田委員長

午食のため休憩いたします。（12時02分）

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時12分）
質疑をどうぞ。

須見委員

今回、大雪の件で、孤立集落における安否の確認が非常に大変であったと聞いております。原因の一つとして、停電による I P 電話の不通、I P 電話が使えなかったとの報道がありました。そもそも I P 電話とは何なのか、また、そのメリット、デメリットも併せてお教えてください。

坂東政策調査幹

I P 電話とはそもそも何なのかということと、そのメリット、デメリットという御質問でございます。

I P 電話といいますのは、インターネットを通じまして音声をやり取りするものでありまして、例えばメールと同じように、パケットと呼ばれております小さなデータの単位に声を変換して通話をするという方式の電話でございます。

このメリットとしましては、一般の電話網と相互接続することによりまして、普通の電話にも掛けることができる、一般の固定電話にも掛けることができますし、同じ事業者が提供しているもの同士であれば、通話時間に関係なく通話が無料になる。例えば、同じ町内で同じ事業者が提供している I P 電話であれば、通話が無料になるという形のサービスが一般的でございます。

また、毎月の利用料というものが、固定電話でいいますと基本料金に当たる部分ですが、大体月 500 円程度となっております。一般電話の場合、これはサービスの中身にもよりますけれども、大体月 2,000 円ぐらい掛かるということで、毎月の利用料金が安いなど、コスト面について非常に有利であるということが挙げられております。

それと、もう一つは、自治体がこの I P 電話を整備している場合はケーブルテレビの告知端末という形、端末が置いてあってそこから声が出てくるという、昔でいういわゆる有線の端末と一緒に整備をすることが多くありまして、そういった場合、災害情報や暮らしの情報といった必要な地域の情報の発信もできるというメリットがございます。

一方、デメリットとしましては、先ほど委員からお話がありましたように、停電時に通話ができなくなるということが挙げられておりますが、一方で家庭向けの I P 電話用のモバイルバッテリー、いわゆるバックアップの電源というものも販売されておまして、まだ一般的ではないかもしれないのですが、こういったものがサービス事業者のほうから提供されております。そういったものの導入を御検討いただくことで、停電対策を講じることも可能となっております。

須見委員

続きまして、今回、倒木によりたくさんの電線や電話線が切れたとの話を聞いておりますが、電話線や電線等、線が切れましたら I P 電話であろうと固定電話であろうと不通に

なると思います。となると、電話に関しては断線をいかに防ぐかもポイントになると思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

坂東政策調査幹

御指摘のとおり、IP電話も一般電話も有線、いわゆる線をつないでいるものでございますので、線が切れてしまえば停電云々にかかわらず、どちらも通話ができないという状況に陥ります。こういう有線のインフラによる通信というものは、様々な災害を考えた場合、その経路のどこかが切れていけば通信ができないという構造的な問題がございます。

したがって、断線を完全に防ぐことは困難であります。例えば架線付近の倒木対策など、一定の対策を講じることで、こういった断線というものについて一定防ぐということでは可能です。先ほどの経済的なメリットというものも併せて、このような有線についてはリスクがありますけれども、それを軽減していくということについては効果もありますので、県としても進めてまいりたいと考えております。

須見委員

そのほかに、携帯電話を持っている方がおられたと思うのですが、携帯電話を持っている方とは連絡がとれたとの話もありますが、そのあたりはどうだったのでしょうか。

また、災害時に携帯電話を利用する際のポイントは何でしょうか。併せてお願いします。

坂東政策調査幹

今回の雪害につきまして、孤立集落の中と携帯電話でやり取りをした事例というのは確かにございまして、固定電話もしくはIP電話がつながらなかった場合にでも、携帯電話でつながったという事例がございます。例えば、東みよし町などではそういう形で中と連絡をとっておりました。

この携帯電話を災害時に利用する場合は、携帯電話に内蔵されておりますバッテリーの問題がございまして、このバッテリーによって通話時間が限られるという制約がございます。したがって、孤立をしているとき、いわゆる命綱になる携帯電話につきましては不要不急の通話を控えることでありますとか、一番良いのは災害時に備えて充電器を常備していくことが必要と考えられます。例えば充電器につきましても、最近では車のシガーソケットから電気をとるタイプのものでありますとか、手回し式の充電器、それからソーラー充電器など、常にバッテリーで充電をしておかないといけないというのではなく、そのときに、そのままいろいろなところから給電ができるというタイプのものがございまして、そういうものを携帯電話とセットで用意しておくということが災害対策としては効果的であると考えております。

須見委員

災害時、いろいろな課題はあるとは思いますが、電話が最も有効な通信手段だと思っております。また、それだけに今後電話がどのような使い方とか方向に向かっているのか、また、電話以外の代替手段をどのように確保するのが大変重要だと思っております。

この点について、床桜危機管理部長の見解をお聞きいたしまして、質問を終えたいと思います。

床桜危機管理部長

今、2点御質問を頂きました。一つは、通信手段としての電話がどのようなトレンドになっているかということと、もう一つは、電話以外の代替手段を確保すべきという点でございます。

通信全般に関しましては政策創造部が所管しておりますので、私が承知している範囲内ということでお許しをいただきたいのですけれども、やはり、連絡する手段として、平時であろうが災害時であろうが、電話というのは非常に有効な手段であるということ間違いのないと思います。最近の電話のトレンドとしては、やはり、携帯電話が大きく伸びていて、たしか人口を上回る1億4,000件ほどの加入があると聞いております。

ただ一方では、固定電話は特に若者を中心に、引かないという流れになってきていて、6,000万件を超えていた状況がそれを割り、5,000万件半ばほどになっております。今後は、固定電話に関しましてはそうした減少のトレンドというのは変わらないと思っております。

中でも、特に今回の議論の中でIP電話というのがございましたが、注目しているのは固定電話の中で通常の電話、固定電話とIPの電話、2種類あるわけですが、たしか昨年度末にIP電話が通常の電話の数を超えたということで、固定電話そのものは減少傾向にあるとともに、固定電話のIP化は今後ともどんどん進んでいくだろうと思います。

これは、決して本県だけの状況ではなく、全国的にもそうした状況になるということでございます。これは正に時代の流れであり、こうした時代の流れを踏まえた中で、電話をどのように災害に使うのかといったことになろうかと思っております。

一つは携帯電話、先ほど政策調査幹が申し上げましたように、有線でないものですから、そういう面では強みがございますが、ただ一方では、この前の東日本大震災でありましたように基地局が壊れてしまうといった場合、あるいは基地局のバッテリーがなくなってしまうという場合でしたら機能しませんので、今、事業者においてしっかり対応を進めていただいているところでございますし、個人レベルでは、最近特にスマートフォンあたりでしたら2日ももたないというような状況でございますので、先ほど言いましたように、ソーラー型の充電器であるとか、手回しの充電器、これは今回の豪雪を踏まえて既に数十台、市町村に対応していただいておりますけれども、そうしたものを自己防衛としてやっていただく必要があると思っております。

もう一つは、IP電話に関しては、無停電装置というのが既にかなり安く販売されておりますので、その使える時間というのがある程度限定はございますけれども、これはやはり、個人の自己防衛としても、自助という意味においても、是非とも備えていただきたいものだと考えております。

それ以外にも、例えばこれは集落単位になろうかと思いますが、先ほど委員もおっしゃいましたけれども、限界集落において集落の中心になる方に無線機を持っていただくとか、そのような通常の電話以外の通信手段も、是非とも備えていく必要があると思っておりますし、

市町村がそうしたものを配備する場合には、県としても何らかの支援ができないかということで、今検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、IP電話や携帯電話についての部分的な議論ではなく、トータルとして強み弱みを考え、かつ、二重三重にも通信手段を確保していくということが最も大切なことであると思っておりますので、県としてもそうしたことをしっかりと具体化するような取組を進めていきたいと考えております。

古田委員

私も、この大雪の件でお伺いをしたいと思うのですけれども、高越山で二人の方が尊い命をなくされたということで、本当にお悔やみを申し上げますとともに、こうした事故が再び起こらないように対策を講じていただきたいと思えます。

このことについて、このお二人は、5日の朝午前9時ごろに登り始めて、午後1時頃車が脱輪したということで、歩いてお寺に向かうという連絡があって、その後、連絡がとれなくなったという家族からの通報を受けて消防本部が捜索に向かったということですが、これは何時ごろに連絡があって捜索に向かわれたのか、そういったことはこちらでもわかるのでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま古田委員から、このたびの大雪の際に高越山でお亡くなりになったお二方につきまして、発生時の12月5日のいつごろ、消防に通報があったかこちらでもわかるのかという御質問を頂きました。

私ども、こちらの件に関しましてはヘリでの応援をした関係で、断片的にその時間をお伺いしております。消防の通報の時間につきましては5日の19時40分に消防に対して通報があったと聞いております。

ただ、消防との通報関係について、細かいやり取りはこれ以上わかっておりません。私どものほうでは了知しておりません。

古田委員

もう一度、連絡があった時間をはっきりおっしゃっていただけますか。

野々瀬消防保安課長

19時40分ごろに家族から消防本部へ通報があったということを、伝聞で聞いてございます。

古田委員

19時40分ごろから捜索に向かわれたということですが、その前には自衛隊ヘリが夜間の訓練などをされてますので、そういったところの出動は要請ができなかったのか。

明るる日の防災ヘリで午前8時ごろに雪上で倒れているお二人を発見したということですが、せっかく夜の訓練をされていまして、そういう捜索というのは無理だっ

たのでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま、発生時の夜の間にはヘリコプターを出しての捜索ができなかったのだろうかという趣旨の御質問であったかと思えます。

まず、自衛隊ヘリの夜間の訓練につきましては南海地震防災課で所管しているのですが、今まで徳島県内で訓練をしましたのは、災害時の夜間に急病人が出たということで、地上で照明等の支援をきちんと受けられたところ、例えば空港であるとか、あるいは自衛隊の基地との間の搬送という、ある程度、照明や天候条件もしっかりした段階のものだと私は伺っております。

そして、今回の高越山での不明者捜索につきましては12月5日の夜でございますので、12月6日の朝一番の日の出とともに消防防災ヘリで捜索するよとということ、夜のうちから、所管しております中央広域消防本部から私どもに要請がございましたので、私たちも朝一番、ほぼ日の出とともに飛べるよとということ、準備をして対応させていただいたところでございます。

古田委員

午後1時ごろに脱輪をして歩いて登るとい連絡がもし届いていたなら、救われたのではないかということをお考えしたので、質問させていただきました。まだまだ夜に捜索して救助するということは難しいようではございますけれども、いろいろな場面での捜索や救助に努めていただきたいと思います。

それと、東みよし町、つるぎ町及び三好市のそれぞれの市町から自衛隊派遣の要求があつて県が派遣を要請したということではございますけれども、全体ではどのくらいの自衛隊の方々が捜索や救助に入って要請に応じてくれたのか、そのあたりはいかがでしょうか。

金井南海地震防災課長

今回の大雪被害に関します自衛隊の派遣状況についての御質問でございますが、まず、12月6日16時につるぎ町、東みよし町に先遣隊が到着して以降、12月12日金曜日10時の撤収完了までの間、隊員約1,700名、車両延べ450台、ヘリコプター約40機を投入していただいたところでございます。

古田委員

陸上自衛隊の皆さんが、災害の復旧のために力を入れてくださったということは感謝しております。また、12月9日の3時に、三好市、つるぎ町、東みよし町に災害救助法適用ということが書かれておりますけれども、災害救助法でどういったことができたのか。

それと、豪雪災害と災害救助法の場合には、国がそれぞれの都道府県の当該年度の収入見込額に対して財政負担するようなことで支援がされると思うのですが、徳島県の場合、どのような状況かお伺いできたらと思えます。

金井南海地震防災課長

まず、災害救助法に関する御質問でございますが、徳島県におきましては、12月9日に三好市、東みよし町、つるぎ町に対する災害救助法の適用を8日にさかのぼって決定したところでございます。

災害救助法におきましては避難者の救助、救出に当たる経費などが支援できるわけですが、今回大きく家が壊れたりしておりませんので、災害救助法を適用することによって、具体的には被災者に提供した物資や食料など、市町村が負担した経費を今後、国、県が市町村に代わって負担することができるようになります。

それから、大きく被害があったところに対する交付税措置などの地方財政措置につきましては、今後、地域振興局のほうで、何らかの財政支援措置の充実が特別交付税等で図られるものと思っております。

古田委員

次に、脱輪で車が動かなくなったということを受けて現地へ入られたということですが、私も腕山スキー場へ何度か行って山道を登りましたが、雪がたくさん積もっていますと、道がどこまでかがはっきりわからないような危ないところがあります。そういったところに、ここが道との区切りですという標示が、雪国へ行くときちゃんとできています。そのようなものを、今回の豪雪の経験を生かして道路に標示していくべきではないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

岡田委員長

小休します。（13時34分）

岡田委員長

再開します。（13時35分）

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、雪が積もったときに路肩が見えにくいといったことで、どこまで道路の範囲であるかという標示等はどうなっているかという御質問でございますけれども、危機管理部におきましては直接道路を管理しておりませんので、道路管理のほうでそのような標示等をやっているかにつきましては、県土整備部のほうに確認して伝えておきたいと考えております。

古田委員

危機管理上からも、是非、関係部局と連携して取り組んでいただきたいと思います。

それと、藤田豊委員からもお話がありましたけれども、今、高齢化で集落が存続をしていくのかということが大きな問題となっております。夏の床上、床下浸水の水害を受けて、私の出身であります阿南市加茂谷地区でも、若い人が何度も何度も浸水被害を受けるようなところには住めないということで、都市部のほうに出ていってしまうという傾向があり

ます。

今回、孤立した集落の方々も同じような思いを抱かれていると思います。ですから、停電が何日も続くということのないように、何とかしっかり対策をしていただきたいと思います。そのためには、私が以前に上勝町のほうで、民家で小水力発電と納屋の上に太陽光発電という工夫をされて、家の電気は全部賄って販売もしているところを実際に見せていただきました。

その集落では、停電になったときでも発電ができるということで、もっと集落ごとに自然を生かした小水力や太陽光発電などの自然エネルギーを計画して進めていただけたらと思います。危機管理の分野ではないかもわかりませんが、それを担当するところや集落を維持していくというところと是非連携をして、このような大雪被害に遭われて孤立化した集落の皆さんの思いをしっかりと聞いていただいて、そういったことも含めて取組を強めていただきたいと思います。関係部局と連携してやっていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から、山間地で地域の災害の強靱化を図るという観点で、自然エネルギーを活用した対策というものを進めたらどうかというお話でございます。

この再生可能エネルギーに関しましては、県民環境部のほうで再生可能エネルギー等導入推進基金事業で基金を創設いたしておりまして、その中で県内の防災拠点でございますとか避難所等につきましては、順次再生可能エネルギーの導入を進めているところでございます。

また一方、自助という面で、そのような集落の方にも太陽光発電の装置を設置していただくことも重要であるということで、官のほうで連携しながら強化を図っていく必要があると考えております。

古田委員

地方創生と言いますけれども、集落が消えてしまうということがないように、本当に安心して住むことができる地域をつくっていくということで、是非努力をしていただきたいと思います。

最後に、この前、県内の自主防災組織の組織率について新聞報道されましたけれども、年度内の 100 %は困難だということで、まだまだ後れている市町村への対策をどのようにしていくのか。県としては市町村と連携して取り組まれていると思いますけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

志田防災人材育成センター所長

自主防災組織の組織率向上の関係の御質問でございます。

直近の数字では今年の 4 月 1 日現在で、県下の自主防災組織の組織率が 92.8% となっております。また今年の全国の結果は出ておりませんが、去年の時点でいいですと、全国的には徳島県の組織率は全国 7 位の水準で、組織率のほうも全国順位が着実に伸びて

きているところではございます。

ただ、南海トラフの巨大地震発生時死者ゼロという目標の中で、自主防災組織の組織率についても県下100%を目標にしておりまして、それにはまだあと一歩、二歩の努力が必要という状況でございます。

それで、自主防災組織100%に至っていないところは、山間部は高齢化で集落の防災活動の担い手がなかなか見当たらないというような課題を抱えている、あるいは、都市部のほうにおいては地域コミュニティの維持や自治会の活動というのがなかなか難しい現状があるとか、山間部、都市部それぞれの課題がございます。そうした中で、秋口以降、各市町村等を防災センターのほうで訪問しまして、まだ100%に至っていないところの首長、あるいは副市長、担当課長と、それぞれどのようにしたらこれを100%にもっていけるかということについて、方策を協議しているところでございます。

それで、一つは防災出前講座などを通じて自主防災組織結成の機運を高めるということもあるのですが、自主防災組織だけでは活動が頭打ちになるところもございますので、今年から地域の企業と一緒に防災活動をしていく中で、自主防災組織の結成率を上げていくようなこともしておりますし、また、福祉サイドの社会福祉協議会で類似組織がある場合には、そういう組織が防災活動をすることによって、それを自主防災組織として見ていくということで、それぞれの事情に着目した結成率向上の取組について、これからも力を入れていきたいと思っております。

古田委員

後れている北島町、藍住町、小松島市など、60%台というところもありますし、また、南海トラフの大地震や津波が予想されている地域では、100%というところも大分出てきているのですが、それぞれの市町村で100%を目指して組織率が高まるように、県としても力を入れていただいて、市町村と力を合わせて取り組んでいただきたいと思いますし、お願いをして終わります。

杉本副委員長

我々林業をしておるもので、本当に恐ろしい雪は2月に入って大分明るさが出てきてからの雪です。静かで風もないのに、大きいぼたん雪で湿度の高いものが静かに降り出したら大変です。私が一番厳しいと感じたのは昭和41年と42年で、徳島市内でも二週間ぐらい停電があって、産婦人科の病院で死者が出たりしたことがあったと思います。私の集落でも1.5メートルぐらい積もりまして、その当時は青年団が私の集落だけでも100人ほどおりましたが、出していただいております資料を見たら876所帯で1,550人ということで、今では二人暮らし以下です。その当時でしたら、一家が五、六人おりましたから、雪かきは3日もあればきれいに掃除ができたというような社会でしたので、随分集落も弱くなってきたということがよくわかります。

もう一つ、カナダやアメリカでは、道路の周辺の木々の雪を落とすのは大型のヘリコプターです。アラスカあたりでは送電線に雪が凍りつきますから、それをヘリコプターで落とします。ヨーロッパでもそうすると聞いております。私は、カナダとアメリカは実際に

見学させてもらいまして、実に上手に飛びますし、日本とは航空法も違いますので大きなヘリコプターが並んで五、六機飛んでおりました。そうしましたら、掛かっている雪が全部落ちていっておりました。

それからおもしろいのは、日本海側の杉やヒノキや松と太平洋側のものとは、枝振りが違うわけです。日本海側は下向きに垂れておりまして、木の習性がそうになっております。太平洋側は上へですから、雪がよけいに掛かります。向こうは落葉しますが、こっちは葉が付いてますから雪に大変弱いということです。

そこで教えていただきたいのは、自衛隊のことでございます。私も平成16年の大雨を経験しましたし、この間の台風でもお世話になりました。あのときに、阿南市と自衛隊に電話をしたら行ってあげましょうということでしたが、先ほど御答弁の中にありましたが、那賀町を通じてということでありまして、こちらが受け入れる対応を先に考えないといけないということで遠慮させてもらいましたが、私が最後に頼みたかったのは、もし死者が出たときに死者を探す役と、それから後の消毒。これは東日本大震災のときに話を聞きましたけれども、泥の中から死者を引っ張り出すというのは、我々の周辺で消防に頼んでも、これはとてもできません。何か月もたった死者を引っ張り出すということは、とても我々にはできる話ではありませんし、それから消毒についても、災害現場の中で消毒をする能力は、日本では自衛隊しかないということを知っていましたので、最後は自衛隊に頼まないといけないと思っておりまして、日本赤十字社にお聞きしましたら、十分対応できますということでしたので、我々もお願いしました。そんなことを考えますと、我々がもし困ったときに自衛隊に出動してもらおうとすれば、まず最初にはどのようなことから始めるのでしょうか。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より自衛隊の派遣を頼む場合、どうしたらいいかといったことでございます。

まず、自衛隊に災害派遣をしていただく一般的な流れといたしましては、そういう甚大な被害がありましたら、まず住民等が市町村に報告していただきまして、災害対策基本法第68条に基づき、災害が発生した地域の当該の市町村長が応急措置が必要と認めるときは、都道府県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。その市町村長からの要請を受けた県知事が自衛隊法第83条に基づき、知事が人命、財産保護のため必要があると認める場合は、派遣を防衛大臣その他指定するものに要請するとなっております。次に、知事から派遣要請を受けた自衛隊では事態がやむを得ないと認める場合に、はじめて部隊等を救援のために派遣するという手順が大まかなところでございます。

杉本副委員長

例えば、町役場の職員や町長に頼んで、どの程度であったら町長が県のほうへお願いするようになるのか、どの程度の条件が要るのでしょうか。

金井南海地震防災課長

どの程度の災害で自衛隊を派遣していただけるかということですが、まず自衛隊が要請を受けて派遣を判断するに当たり、三つの要件がありまして、公共性、緊急性、非代替性、この三つの要件を満たす必要がございます。一つ目の公共性につきましては、一企業の利益につながるような救援については該当しない。二つ目の緊急性につきましては、緊急を要するかといった判断が求められますので、命にたちまち心配がなく、急を要しないと判断されれば派遣には該当いたしません。三つ目の非代替性につきましては、基本的に災害につきましては県、市町村あるいは警察、消防、海上保安庁が対応するというのが原則とされておりまして、それでも十分な対応ができない。つまり、自衛隊以外の代替出動がないと判断された場合、派遣に該当するといったこととなります。

今回の大雪の場合は、多くの一般住民が孤立したという公共性がございますし、積雪や停電により生命の危機にあるという緊急性もございました。更には、県や市、消防、地元の建設業者だけでは除雪や倒木処理に限界があり、自衛隊以外では代替できないといったことを理解して派遣を決定していただいたところでございます。

それから、平成16年の旧木沢村に防衛庁で派遣していただいたときも、二人の行方不明者の捜索といったことで出ていただきましたので、一人であろうと二人であろうと、そういう行方不明者の捜索といった面では、要請すれば出てきていただける可能性はあると思っております。

杉本副委員長

最初の説明では、かなり大規模な災害という感じがしたのですけれども、二、三人でも行方不明者などは対応していただけるということで安心をいたしました。

次に手順ということで、住民側としては誰が一番先に連絡するのか、これを教えてください。

金井南海地震防災課長

自衛隊派遣をしていただく手順でございますが、やはり、住民の方が大規模な被害とか行方不明者等の人的被害、あるいは、生命、財産に直結するような被害を察知いたしましたら、すぐにでも地元の市町村に報告いただき、また、報告のある場合には県にも報告いただきまして、その状況をもとに県では速やかに判断して派遣要請していきたいと思っております。

杉本副委員長

今までまとめたところでは、我々が受けた平成16年の災害や今度の大雪の被害などでしたら、町役場に言いましたら県が要請してくれるという順番になるのですか。

金井南海地震防災課長

市町村に情報を頂きましたら、私ども県のほうに被害状況等が上がってきます。今回の雪に関しても、どこが孤立しているなどの情報を少し詳しくいただきますと、自衛隊とも協議しやすいといったこともございますので、できるだけ詳しい具体的な状況を住民の方

あるいは市町村長から上げていただきますと、より迅速に自衛隊と協議が進められるものと思っております。

杉本副委員長

平成16年に来ていただいたときも人数は少なかったですが、熱心に朝早くから晩遅くまで、人が行かないようなところまで一生懸命やってくれておりましたし、それから、簡易なボートとか道具をたくさん持っておるといことはすごいなと思っておりました。実際は、行方不明者が発見できずに終わりましたが、我々にしたら災害に遭って気が滅入って、高齢者ばかりが集まって相談ばかりしているときに、自衛隊が来てくれるということは大変心強いと思えました。

今回を反省して良かった点と、このところはもう少し考えたいというような部分がありましたら、御発表願いたい。

金井南海地震防災課長

今回の大雪に関する自衛隊派遣に関してでございますが、今回、大雪が降り始めた翌6日には、東みよし町、つるぎ町、三好市から自衛隊派遣の要請がありまして、直ちに知事名で自衛隊に派遣要請を行ったところ、自衛隊のほうではすぐに現地の厳しい状況を理解していただきまして、同じ6日の16時に自衛隊の先遣隊が到着いたしました。

それから、どんどん部隊を増強していただきまして、10日には最大となる400人を超える部隊、それから撤収まで隊員延べ1,700人を投入していただきました。自衛隊派遣に関しましては、5日の大雪発生、翌6日の到着、2日後となる7日朝から本格的な活動開始と、迅速な対応を行っていただきまして、地上部隊につきましては道路の除雪、倒木の処理、孤立住民の安否確認、支援物資の供給、それからヘリ部隊につきましては孤立住民の安否確認や救助、孤立集落への支援物資の空からの搬送、停電復旧のための作業員や発電機を空から搬送するといった献身的な活動を頂いた結果、人的被害を最小限に抑えることができたことが一番良かった点であると考えております。

今後の課題といたしましては、今回は大雪でございましたが、台風、集中豪雨、地震など様々な災害においても、先ほど言いましたけれども具体的な情報を市町村や住民からいち早く収集するようにいたしまして、すぐにでも自衛隊に的確に派遣要請できる体制を県と市町村、防災関係機関の間で、これから構築していく必要があるということ強く感じたところでございます。

杉本副委員長

二、三年前に、高知県の県庁の方から電話があつて、北川から安芸市に出る千本谷という林道の徳島県側をしっかりと直してほしいとおっしゃっていました。なぜかといいますと、御存じのとおり、津波に一番弱いのが高知県では安芸市という話を聞いておりましたから、我がほうを通過しております国道195線を、自衛隊の方は歩いて通ったそうです。といいますのは、地震があつたら必ず道路は落石等で車が通れなくなるのはわかっている話で、医薬品や食料を運んでいくのには、部隊を歩かせる訓練をしておかないといけない。既に設

計も全部済んで、ここを通過して資材を集めてここからこのようにするという訓練もしておりますし、彼らは30キログラムとか40キログラムという荷物を持って、8時間以上歩けるような訓練も常にしているという話も聞いております。

そうしますと、南海トラフ巨大地震になったら、我々の国道 195 号線を通って荷物を集結させて赤松峠を越えるとか、四、五本の林道が国道に入っておりますが、これらを利用してそういうことをしていくこととなります。そうすると、頼もしい限りだとは思いますが、実際のところ、市町村と自衛隊にそれだけの親しさというものができているだろうか。連携がすぐにとれるようにまで進んでいるのだろうかというのは、かなり疑問があるような気がします。こっちはいつでも来てくれるという簡単な気持ちでおりますけれども、やっぱり強弱がついてくるということは間違いない話なので、この辺のつながりをどのようにつけていくかというのも大きなテーマになるのではないかと思います。どうでしょうか。

床桜危機管理部長

今回、多くの自衛隊員が災害派遣要請に基づいて、非常に昼夜を分かたずその災害対応に従事していただきました。本当に心から感謝をしております。

自衛隊派遣につきましては、例えば林野火災あたりも過去に相当程度ありましたから要請もしておりますけれども、これはかなり限定された形でございます。今回、やはり相当程度、情報そのものが必ずしも十分ではなかったのですけれども、早期に派遣を要請したわけございまして、それぞれの首長さんにおいても自衛隊派遣というのは、そこまでしていいのかというような部分も当初はあったかと思えます。

それに対しまして、私ども県では、自衛隊派遣を是非ともお考えくださいというような打診もそれぞれしていく中で、市町村からの要求、そして知事からの派遣要請という段になったところでございます。

今回、特に中心として取り組んでいただいたのが善通寺にある第15普通科連隊、それと阿南市にある第14施設隊、それと松茂町のへり部隊でございます第14飛行隊、これが中核となって災害対応していただいたところでございます。

災害に当たって、最後の切り札として自衛隊の存在があるわけございまして、その連携を強めるということは、正に副委員長おっしゃるとおり大変重要だと考えております。

若干、私ごとになりますけれども、やはり連携を深めていく中においては、通常のやり取りや国を通じたやり取りも大切ですが、特に指示を出す部隊長との人間関係をしっかりとつくっておくということは非常に重要だと思っております。私自身、あらゆる機会にいろいろな意見の交換をさせていただいておりますけれども、そうしたことは、今回大変役に立ったと考えております。こうしたことは、しっかり続けていく必要があると思っております。

加えて、幸いにして当部には、自衛隊のOBで陸上自衛隊の幹部でありました職員、後列の向こう側から2番目の石原企画幹でありますけれども、平時においても今回の災害時においても、自衛隊との調整において非常に力を発揮いたしました。市町村においては、基地のある小松島市や阿南市、あと吉野川市でそれぞれOBの方を雇用していただい

ておりますけれども、できましたらこのような防災スペシャリストといいたいでしょうか、そういうスキルを持ったOBの方を各市町村も可能な限り迎えていただくと非常にありがたいと思っております。そうすることによって、市町村の防災対応力も高まるし、そのネットワークによって県の対応力も確実に高まると思っております。

ただ、市町村財政は非常に厳しいものですから、それに対する財政支援をとということで、今総務省や防衛省にもお願いをしているところがございますが、そうしたことがより進展できるような形で県としても国に対して働き掛けをし、首長に対しても今回、こういうことで非常に重要ではないですかといったことを、1市2町だけではなく他の市町村に対しても働き掛けを強化していきたいと考えております。

杉本副委員長

役場側の方が、自分の置かれている状況を判断する能力がとても要るのではないかと。平成16年の時もそうでしたし、今回の大雪においても同じでした。といいますのは、自分たちが置かれている状況がよく把握できていませんから、役場ももたついてしまう。

ですから、是非とも自衛隊と市町村と一緒に人を交えて、自分たちの状況や置かれている立場がよくわかるように、判断する能力もつけることができるような訓練もしていただければ大変ありがたいと思っておりますので、重ねてお願いして終わりたいと思っております。

大西委員

本日、徳島県国土強靱化地域計画の案を御報告いただきまして、この中に様々なことが出ておりますが、その中の13ページに「大規模自然災害が発生したときでもすべての人命を守る」という項目がありまして、その下の推進方針（概要）を具体的にそれぞれ書いてございます。

その中の下から2番目でございますけれども、「情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生」ということに対する対応ということで、4項目ありますけれども、そのうち、右側の上の段の「情報収集・共有体制の強化」という中に項目が二つありますけれども、二つ目の「地震・津波観測監視システム（D O N E T 2）の早期整備支援」ということが書いてございます。

地震・津波観測監視システムのD O N E T 1は、既に三重沖にハード面が完成しておりまして、それを和歌山県が活用しようという取組をされています。それで、以前私が本会議でその例を紹介いたしました。D O N E T 2は高知沖にかなり広い範囲でその海底に敷設されるということで、和歌山県がこのD O N E Tを活用して、早期に大津波が発生することを住民に知らせるといった取組をされていると申し上げました。

D O N E Tそのものは、独立行政法人海洋開発機構が気象や海の中の状況等を観測するために作ったもので、これをもって何か災害予防に使うという目的でやっているのではないわけです。このD O N E Tができた後に、津波が起こるということがD O N E Tで観測されたことから、それを県や市町村がどうやって使うかということが問題となっております。

これを是非、徳島県としても和歌山県と連携をとり、更に高知県とも何かしようということをやりたいと思っておりますので、徳島県、和歌山県、高知県が連携を

とって、DONETのハードが整備されて完成した上で、地震や津波の発生の海底での観測を瞬時に受け取って、それを住民に津波が発生しましたということで避難していただきと呼び掛ける。

この津波避難情報については、気象庁やテレビよりも1分以上早いかもしれないと言われておりました、海部郡では1分というのが大変貴重な時間で、5分もすれば津波が来ると言われておりますので、その1分早く知るか知らないかで何人もの命が助かると私は思います。

それで、是非とも取り組んでいただきたいと本会議でも申し上げましたけれども、今、DONET2のハード整備はどこまで進んでいるのか。そして早期整備支援ということで、県としてはどのような支援をしようと考えておられるのか。それから、このDONETの発信信号を使って住民に津波避難を呼び掛けることをするために、それを構築しなければいけないと思うのですが、私は本会議で、和歌山県と連携をとって徳島県でもすぐにシステムができるようにしたらどうですかという提案をさせていただきました。そういった避難を呼びかけるためのDONETの活用システムみたいなものを、県としてどこまで進めておられるのか、今の途中経過を御報告いただきたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいまDONET2におけますハード整備の現在の整備状況、それから、この地域計画の骨子案にありますとおり、県としてこのDONET2に対してどういう支援をしようと考えているのか、それから、このDONET2の情報の活用について、どのように取り組んでいるのかというような御質問でございます。

まず、ハード整備の状況でございますけれども、平成24年9月末に海陽町のまぜのおかの南部防災館に隣接した陸上局舎が完成をしております、その後、陸上局舎付近の管路設置の工事を行い、今年の1月から海底ケーブルの敷設作業を開始いたしております。このケーブルにつきましては年度内に完成をいたしまして、一部の観測機器が設置をされております。

そういうことで、今年の5月28日に海陽町のまぜのおか陸上局舎の開所式が行われております。その後、高知県側の基幹ケーブルの敷設も完了いたしまして、今年の10月18日には徳島側の基幹ケーブルと接続がされております。現在、地震計や津波計など観測装置の設置作業を鋭意進めており、平成27年度の完成を目指して順調に工事が進んでいると伺っているところでございます。

また、支援ということでございますけれども、このDONET2につきましては、県といたしましてこれまでDONET2に対する事業の効果でございますとか、事業を実施していくことに対する理解を住民の方や漁業関係者にさせていただかなくてはいけないということで、海陽町とも連携をしながら丁寧な説明を重ねてきております。また、関係法令に関する手続についても、関係機関と調整を行いながらやってきております。

そういう中で、平成23年5月には徳島発の政策提言で早期整備を提言いたしましたところ、平成24年度の政府予算案から大幅に予算が増額されまして、当初は供用開始が平成32年度でありましたが、平成27年度になっております。

また、国に対する要望なり提言という面に関しましては、徳島県のみならず、現在南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会がごぞいます。静岡県から大分県に至る南海トラフ地震で津波による被害を受ける県が集まり組織された会議でございますが、この会議におきましてD O N E T 2の早期整備ということで、毎年、国のほうに働き掛けを行っております。

今後、国に対する早期整備を訴えますとともに、円滑に事業が進捗するよう、地元の海陽町とも連携しながら事業促進を図っていきたくと考えてございます。

また、このD O N E T 2の情報の活用という面で、観測データを津波予測につなげるシステムの開発、それから気象庁が発表する津波警報との調整が必要であるという課題がございますけれども、この情報をいち早く住民に伝えるということで、多くの方の命が助かっていくのではないかと考えているところでございます。

そうしたことから、本県も文部科学省の委託研究ということで、南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトの一環で、昨年度より四国地域研究会を海洋研究開発機構と実施いたしております。この中で、四国の防災部局、国土交通省四国地方整備局、大阪管区気象台、大学関係者などがこのデータの活用を含め、どのようにやっていくのかという情報や意見の交換を現在重ねているところでございまして、今後、D O N E T 1の具体的な活用方法の検討を進めております和歌山県や高知県とも連携をしながら、この観測情報を最大限活用できるよう、しっかりと取り組みたいと考えてございます。

大西委員

観測機器や基幹ケーブルは、ほぼ敷設が終わっているということで、あと観測機器の設置を今進めており、当初よりも4年ほど早期の平成27年度中にはすべての機器設置を含めたハードが完成するということですのでけれども、やはり、私も和歌山県の担当の方に話をお聞きして、地震や津波が発生した信号あるいは生データというものを、どのように避難誘導に使っていくかということと、先ほどもおっしゃったように、法律上は気象庁しか津波警報を出せないということで、様々な法律的なこともクリアしなければいけない。

来年度中にハードがすべて完成をするということであれば、その完成を見て試運転、試行期間が仮に半年として、試行期間後すぐに使えるように、平成28年度中には是非D O N E Tの情報による津波避難体制システムを県として構築すべく、早急に和歌山県と連携をとりながら、協議会のほうでも様々な情報や勉強会をして早急に進めて、このシステムが完成後すぐに実用化できるような方向でやっていただきたいと思います。

このシステムを活用して、一人でも多くの方の命を助けるという決意を込めて、御答弁を最後に頂きたいと思ひます。

楠本危機管理部次長

D O N E T 2の整備に関しましては、徳島県からも提言させていただきまして予算措置もなりました。それから、今リーダーとしてされていらっしゃる金田先生は徳島県強靱化のアドバイザーや津波の検討委員会と、いろいろお世話になっておまして、この間お見えになったときにも、その状況等を教えていただいております。それから、和歌山県へも

こちらからお伺いしております。

確かに、気象庁でないと警報を出すことはできません。あと、委員がおっしゃったように、信号の波形だけではどれぐらいの津波が来るといのがはっきりしておりませんし、D O N E T 1 についての実証や技術的な課題も多いのですが、徳島県も要望しまして、1分、一秒でも早く情報が入って、多くの人救われるという大きな期待を持って進めておりますので、出来る限り各関係機関とも協力しながら、D O N E T 2 をいかに役立てるかということも検討して、しっかりと検証してまいりたいと考えております。

大西委員

このD O N E T は、本当に活用できればすばらしい効果が生まれると思いますので、ただいまの楠本次長の決意で、引き続き危機管理部で取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

あと一つ申し上げておきたいのが、この間の雪害のときに雪が降って家の中に閉じ込められて、お年寄りばかりで本当に大変だなと思っておりまして、2日目か3日目の報道で、九十歳代の方が家の中で亡くなっていたということを知って、本当に悲しい思いをしました。持病だったのかもしれないし、寒さに耐えられなくて亡くなったのかもしれない。

それで、先ほどから委員の質問があって私もそのとおりだと思いますし、対策をとってもらいたいと思いますが、やっぱり、地震も雪に閉じ込められたことの災害にしても風水害にしても、災害はその救助の現場での動きがいかに迅速であるかということが大切だと思います。

この委員会の県外視察で自衛隊の部隊を訪問させていただいて、私も質問させていただきましたが、航空自衛隊と陸上自衛隊の両方の部隊が動いたということで、そのときに、航空自衛隊あるいは海上自衛隊のヘリが地上部隊とどのように連絡をとったのか、直接その現場部隊の指揮官同士でとれるのか、無線は一本化されているのかということをお聞きしました。そうすると、実は、それはいまだに課題ですとおっしゃってありました。

阪神淡路大震災のときに、消防、警察、自衛隊、そして行政の無線が一本化されていないという話があって、こういうことが一分一秒を争うときに大変厳しいということで、課題として問題視されておりました。県土整備委員会の視察で自衛隊を訪問して、自衛隊の中の航空自衛隊と陸上自衛隊でさえ無線が直接通じないというお話を伺いましたが、行政と警察と消防についてもいまだに一本化されていないということで、どのように現場で対応しているのだろうかと思われました。

その九十何歳の方が家の中に閉じ込められて亡くなったときに、もっと早く駆け付けていたら大丈夫だったのだろうか。だったら、そういう無線体制であれば現場で助かったのではないかと思いますので、次の機会にまた質問させていただきたいとは思いますが、これは課題だと思いますので、是非とも皆さん方も現場での素早い対応ができるようなことを真剣に考えていただきたいと思います。

岡田委員長

今日、朝から雪の被害の話や対策の話が出ておりますが、実際に今年の2月にも大雪が降りまして、徳島県が大雪からスタートしたら台風が来て大雨になって、なおかつ南海トラフの大地震が起こるといふことで取り組んでいただいていた矢先に、また今度、大雪で大変な被害が出ております。それで、やはり今言えることは、すべての自然災害というのを想定の中にすべて入れるということが、今後の取組として必要になった年なのではないかと思っております。災いは忘れたところにやってくるとか、備えあれば憂いなしということで、非常に取組をしてくださっていますし、今回の雪対策についても即対応していただいたという結果であって、今からまだ雪が降る季節を迎えますので、今回の教訓を生かして是非取り組んでいただきたいと思います。

それで、今は暖房を電気に頼っているような生活をしておりますけれども、山村の過疎地域の中には、逆にアナログで安否確認をするのに旗上げしているとか、おばあちゃん、おじいちゃんたちが今日も元気ですよということ、新聞配達の方が見て確認しています。

今回の雪では新聞配達の方が山を登っていくのは無理でしたけれども、7日の日曜日には知事が防災ヘリで視察されるという前に、自衛隊や防災ヘリが出て安否確認等のために現場に入られていると思います。そのときに、逆に県がアナログルールというのをつくって、おじいちゃん、おばあちゃんたちがこの家におりますというのを、例えば、白では雪のときわからないのでオレンジの旗にするなど、県のほうが山間部も海岸部もなく決めてくれたら、大雨のとき逃げ遅れて家で孤立している方にオレンジの旗やTシャツを上げてもらおうというアナログ対策で、早い確認ができるルールを作っておくというのは一つの方法ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

金井南海地震防災課長

ただいま委員から、安否確認にアナログ的なサインでできないかといった御提案を頂きました。地震のときでありますと、例えば、私は避難所に行ってますという旗などを壊れている家の玄関に掛けておいて、そうであれば捜索しないとといった活動が自主防災組織等で取り組まれているところもあると聞いております。

今回、上空から安否を確認する方法などについて委員長から御提案を頂きましたので、アナログ的な手法というのが最終一番確実ということもありますし、そういうことが地元の自主防災組織単位の取組となるかもわかりませんので、研究させていただきまして検討してまいりたいと思っております。

岡田委員長

ただし、色を決めるということが一つのルールになると思うので、徳島県がアナログルールというのを作って社会実験していただくなり、それぞれの自治体で取り組んでもらうことにプラスして、雪だったら白でわからないからオレンジに変えてくださいというように、決めた部分に全員が取り組めるような仕組みを作って、まずはそこで自助の力を借りて、逆に出てないお家から先に捜索に入ってあげるようにできるのではないかと思います。

今回、高齢者が山で孤立していたということで、徳島県の過疎の問題ということもあり

ますが、逆に山を守ってくれる人がいるからこそ徳島の自然は豊かであり、自然ということ徳島県は地方創生に取り組んでいます。

ただし、徳島県の弱さを克服するために、バッテリー充電しませつか灯油を運びませなど、そこに必要としている支援をいち早く持っていける対策や、相手を探すという意味でも住民の皆さんの自助の力を借りて、あまり煩雑にすると住民の皆さんも訳がわからなくなりますので、赤、白、黄色など三つぐらいの色で、例えば家におりますという印を上げてくださというよな統一したものを決めて、山間部であろうが海岸部であろうが、どのような災害であろうが対応できるよなものを作ってマニュアル化し、徳島県ルールでしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

床桜危機管理部長

私もへりの上空から見て、一面真っ白の中で、いわゆる近代機器である電気が通ってない中で、どのようにして確認したらいいのだろうかということ帰ってきてから思いました。高倉健さんが主演した「幸せの黄色いハンカチ」ではございませけれども、例えば問題なければ白、体調が弱ってきたと思ったら黄色、これはちょっと早急に対応してほしいなら赤。正に、アナログこそすべてが遮断したときに強いと私自身もそのよに思いました。

このことに関しまして、一つは南海トラフ巨大地震を想定して避難所のリーダーを育成していく必要があると考えておまして、先ほど、とりわけ藤田豊委員からも御指摘を頂きましたけれども、限界集落において生活力が低下しているということは、すなわち、そこにおける地域の防災力も著しく低下しているといった状況でございませ。改めて、具体的な取組を通じてつながりを強めていくというよなことも、非常に有効ではないかと思っております。

今、美馬市木屋平地区でも災害医療のワークショップをやっておます。今回の1市2町と同じよな状況も想定されますので、是非そうしたことも提案をさせてくださながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

岡田委員長

それでは、早急に対策をお願いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めませ。

よって、危機管理部関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第3号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって，本日の県土整備委員会を閉会いたします。（14時41分）